

福祉サービス第三者評価 評価結果報告書 令和4年度

株式会社MIRATZ
MIRATZ湘南茅ヶ崎保育園

株式会社フィールズ

かながわ福祉サービス第三者評価推進機構 認証第6号

目次

サービス第三者評価結果報告書

◆福祉サービス第三者評価結果の概要

- ① 評価機関
- ② 施設・事業所情報
- ③ 理念・基本方針
- ④ 施設・事業所の特徴的な取組
- ⑤ 第三者評価受審状況
- ⑥ 総評
- ⑦ 第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント
- ⑧ 第三者評価結果

◆第三者評価結果(共通評価)(別紙1A)

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

- I-1 理念・基本方針
- I-2 経営状況の把握
- I-3 事業計画の策定
- I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

- Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ
- Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成
- Ⅱ-3 運営の透明性の確保
- Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの提供

- Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス
- Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

◆第三者評価結果(内容評価)(別紙2A)

A-1 保育内容

- A-1-(1) 全体的な計画の作成
- A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開
- A-1-(3) 健康管理
- A-1-(4) 食事

A-2 子育て支援

- A-2-(1) 家庭との緊密な連携

A-3 保育の質の向上

- A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)

福祉サービス第三者評価結果 の概要

①第三者評価機関名

株式会社フィールズ

②施設・事業所情報

名称:	MIRATZ湘南茅ヶ崎保育園
種別:	地域型保育事業
事業所代表者氏名:	原井 真一
定員(利用人数):	19名(利用人数:18名)
所在地:	〒253-0042 茅ヶ崎市本村1-2-14-3F 医療モール湘南
TEL/FAX:	TEL 0467-53-9732 / FAX 0467-53-9733
ホームページ:	https://www.miratz.jp
開設年月日:	2016年4月1日
経営法人・設置主体:	株式会社MIRATZ

職員数	常勤/非常勤	常勤:8名	非常勤:6名
	専門職員(名称)	園長:1名 副主任:1名 保育士:11名	
		栄養士:2名 調理員:1名	

施設状況

保育室:3室	トイレ:1ヶ所(子ども用)
調理室:1室	事務室:1室
園庭:無	

③理念・基本方針

- | |
|--|
| <p>■Vision(ありたい姿)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域で最も貢献する組織 ・職員が最も輝ける組織 ・地域で最も愛される組織 <p>■Value(行動規範)</p> <p><見守り></p> <ul style="list-style-type: none"> ・一人一人の発達(年齢/個性)を理解した上で見守りすることで、子どもの主体性が育つ保育を展開する <p><手を貸す></p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもが達成感を味わえるような配慮をした上で手を貸すことで、子どもの主体性が育つ保育を展開する ・危険を伴う行為などには手を出して安全を確保する <p><褒め方></p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもが褒められたことにより次の活動意欲や成長に繋がるような言葉かけ、関わりをする ・結果だけではなく、チャレンジした過程/プロセスも褒める/大切にする |
|--|

＜叱り方＞

・他児に対して危害(暴力/言葉含む)を加えた時、危険な行為をした時は、きちんと叱る

・叱る際は、理由とともに、わかりやすい言葉で冷静に伝える

＜やってはいけないこと＞

・子どもに対して感情的に怒ること

・子どもを交換条件で動かそうとすること(～しないと、～できない 等)

・子どもにレッテルを貼ること

■保育の基本理念

・未来の希望に向かって発展・向上する明るい元気な子どもを育む

・心豊かなエコ環境と優しい地域社会に生き生きと共生する子どもを育む

・みんなを親しみ愛し、太陽のように暖かい心を持った子どもを育む

■保育の基本方針

・安全な環境の中で、一人ひとりの育ちに寄り添い、豊かな愛情を持って応答的に接する

・様々な経験を通して、豊かな感性を育む

・家庭との連携を大切にし、子どもの成長を共に見守る

■保育目標

0歳:安心できる大人との受容的、応答的な関わりの中で安定して過ごす

1歳:優しく愛情豊かに見守られながら探索滑動を盛んにする

2歳:様々な事を経験する中で発見を楽しんだり、考えたりしようとする

④施設・事業所の特徴的な取組

MIRATZでは、Mission/Vision/Valueを実現するために、保育の基本理念と基本方針を軸として「保護者安心感」「子どもの養護と教育」「職員育成」「地域貢献」の醸成を図るために、日々企画・構築・実行を繰り返しています。MIRATZ湘南茅ヶ崎保育園は、ワンフロアで全体を見渡すことができる定員19名の0～2歳児クラスまでを預かる小規模で、職員全員が園児全員と保護者も把握して丁寧にきめ細やかな対応ができる家庭的で温かい雰囲気のある保育園です。

保育の質向上のために、グループ園がそれぞれ独自の部活動に力を入れており、MIRATZ湘南茅ヶ崎保育園では「クラフト部」「リズムムーブメント部」「メディア部」が活動しています。この部活動には全職員が得意な分野で力を発揮して参加しています。

「クラフト部」は、日常的に行う製作遊びとは違った特別な活動を行う「クラフトデー」を月一回開催し、例えば保育室全体に模造紙を張り巡らせてキャンバスに見立て、刷毛や筆といった道具だけでなく手足も使って、子どもたちが思いのままに描き表現できるようにしたり、色とりどりの冷たい片栗粉ゼリーで粘土のように感触遊びを楽しみながら、温度変化とともに個体から液体状へ変わる様子や、水と合わさったときの色の混ざりなどを経験したりといった、目や指先を使いながら五感に訴えかけて脳を刺激する活動を行っています。ここで行った活動は次の月から日々の保育に取り入れられていきます。

「リズムムーブメント部」は音と体を使った運動遊びを担当しており、ビートやリズムやメロディーに合わせて例えば動物の真似を表現したり、ウクレレやバイオリンやピアノの音色の心地よさを感じたり、音の高低や大小や速度などの違いを耳で聞き、体で感じながら生活に必要なテンポを感覚的に身に付けていけるよう促しています。

このような部活動で行ったことは、日々の保育の中でも再現できるように環境構成を行い、子どもたちの「やりたい」という意欲に応えられるようにしています。

部活動に加えて毎日朝の会や帰りの会などを行う設定保育では、大人と子どもが共主体で遊び合い、自由遊びでは子どもが主体的に自ら好きな遊びを選んで遊べるようなコーナーを用意するなど、多様な保育の形を日々進化させています。

ビルの3階といった立地で園庭はありませんが、その分、戸外活動の時間はたっぷりと取るようにしています。近隣の公園には季節を感じられるような草花や植物が多く、虫などもたくさん住んでいるので、環境に触れながら自然物を使った遊びや観察で知識欲を刺激して感性を磨いています。また、運動発達こそが乳幼児期の脳育てに最も重要であると捉え、人間の基本的な36種類の動きも意識しながら、体の色々な部位を使い、様々な動きを取り入れて遊べるように環境を整えて見守っています。

80%の脳が出来上がるといわれる3歳児までの大切な時期を、人生の土台形成期と捉え、今後の学びや生活がスムーズに進むよう、自己肯定感や意欲と言った非認知能力及び感覚統合と身体機能の向上に重点を置いて保育に取り組んでいます。

上記の部活動や日々の保育内容を「メディア部」がメール配信やドキュメンテーションの掲示とファイリング、Facebookでの公開、YouTube動画配信といったツールを駆使して保護者の方々へ知らせることで、園の保育方針や活動内容への理解が高まり、園と家庭が一体となった子育てへとつながっていくよう努力しています。

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間

契約日：令和4年8月19日

訪問調査日：令和5年1月24日

評価結果確定日：令和5年4月3日

受審回数(前回の時期)

1回(前回：2018年度)

⑥総評

◇特長や今後期待される点

1)独自の取組により、保育内容の充実を図っています

保育内容の向上を図るために、グループ園がそれぞれ独自の部活動に力をいれており、湘南茅ヶ崎保育園では「クラフト部」「リズムムーブメント部」「メディア部」が活動しています。この部活には全職員が得意な分野で力を発揮しています。「クラフト部」では「クラフトデー」を開催し、子ども達が思いのまま、道具ではなく手足を使って描いて表現したり、「リズムムーブメント部」では音と体を使った運動遊び、「メディア部」はドキュメンテーションや動画などを配信し、園と家庭が一体となった子育てへとつながるよう取り組んでいます。

2)「食」に関するさまざまな取組を行っています

「食」に関する豊かな経験ができるよう、年間食育活動計画を作成し保育計画の中に位置付けています。豊かな食の経験を通して食への興味を持つと共に、食べることを楽しんだり、喜んだり、嬉しさを感じることができるように取り組んでいます。子ども一人ひとりの成長に合わせ、完食できるよう量や大きさを調整し、意欲的に食事ができています。行事食や郷土料理などを提供し、季節を感じたり、様々な食文化に触れる機会を多く作っています。

3)各リーダーを中心に、園全体のチーム力向上を図っています

園では「保育力向上リーダー」「地域貢献リーダー」を置くことで、職員が主体的に園運営に関わり、責任感と当事者意識を持ち、園全体のチーム力と保育の質の向上につなげています。保育力向上リーダーは主任と連携し、日々の保育の様子や指導計画、日誌類を確認し、保育の質の向上に向けた指導を行っています。正規職員全員が今後の園の保育の方向性や課題を検討し、改善に向けて取り組んでいます。また法人は地域貢献に力を入れており、地域貢献リーダーは「地域貢献年間計画予定表」を立案し、全職員がチーム力を発揮して地域の子育て支援に取り組んでいます。

4)マニュアル類の整備が期待されます

実習生の研修、育成に関する基本姿勢や、ボランティア受け入れ、地域の学校教育などへの協力について基本姿勢を明示したマニュアルの整備が期待されます。また子どものプライバシー保護に関するマニュアルの整備と再考が望まれます。

5)数値目標や具体的な成果を設定した中期計画の策定が期待されます

中期事業計画は保育の力の向上、保護者との連携の拡充、地域貢献活動の計画的な実施と定着化、安全に対する取組の強化の4点を掲げ、具体的な内容となっていますが、数値目標や具体的な成果等が設定されていません。項目のそれぞれに数値目標や具体的な成果を設定し、実施状況の評価を行えるようにすることが期待されます。

⑦第三者評価結果 に対する施設・事業所のコメント

第三者評価を受審させていただいたことで職員全員で自分たちが日ごろ行っている保育を振り返る良い機会となりました。
園長と主任の他に、保育力向上リーダーと地域貢献リーダーを置き、各リーダーを中心として部活動・食育・地域貢献活動に全職員が参加して、子どもたちの豊かな育ちのためと
思い取り組んでおりますので、このように外部から良い評価をいただいたことを大変うれ
しく感じています。
また、運営面での課題も具体的にご指摘いただいたことで、次年度以降に改善する重点項
目が分かり大変ありがたく思っております。
丁寧に取り組みを聞き取りしてくださったことに感謝申し上げます。

⑧第三者評価結果

(別紙1A)「第三者評価結果(共通評価基準)」、(別紙2A)「第三者評価結果(内容評価基準)」の
とおり報告します。

公表については、かながわ福祉サービス第三者評価推進機構が定める既定様式で公表します。

(別紙1A)

第三者評価結果（共通評価基準）

- *全ての評価細目(45項目)について、判断基準(a・b・c)の3段階に基づいた評価結果を表示する。
- *評価細目ごとに判定理由等のコメントを記入する。

I 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。

第三者評価結果

1	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	b
---	-----------------------------------	---

【判断基準】

- a) 法人(保育所)の理念、基本方針が適切に明文化されており、職員、保護者等への周知が図られている。
- b) 法人(保育所)の理念、基本方針が明文化されているが、内容や周知が十分ではない。
- c) 法人(保育所)の理念、基本方針の明文化や職員への周知がされていない。
 - ☒ ア 理念、基本方針が法人、保育所内の文書や広告媒体（パンフレット、ホームページ等）に記載されている。
 - ☒ イ 理念は、法人、保育所が実施する保育の内容や特性を踏まえた法人、保育所の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。
 - ☒ ウ 基本方針は、法人の理念との整合性が確保されているとともに、職員の行動規範となるよう具体的な内容となっている。
 - ☒ エ 理念や基本方針は、会議や研修会での説明、会議での協議等をもって、職員への周知が図られている。
 - ☐ オ 理念や基本方針は、わかりやすく説明した資料を作成するなどの工夫がなされ、保護者等への周知が図られている。
 - ☐ カ 理念や基本方針の周知状況を確認し、継続的な取組を行っている。
 - ☒ キ 理念や基本方針を保護者会等で資料をもとに説明している。

<コメント>

保育理念、保育方針を園のしおりに掲載しています。保育理念からは園の使命と目指す方向性を読み取ることができ、保育方針は、職員の行動規範となる内容になっています。年度ごとに全体的な計画の見直しを行う際、保育理念、保育方針についても説明し、園の目指す方向性や思いを周知し、クラス目標や年間指導計画の策定につなげています。保育方針や各クラスの保育目標を園内に掲示し、個人面談で保護者に説明し、年2回、園だよりにも掲載していますが、より深く保護者に周知を図り、理解を促す伝え方の工夫が望まれます。

I-2 経営状況の把握

I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。

第三者評価結果

2	I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	b
---	---	---

【判断基準】

- a) 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。
- b) 事業経営をとりまく環境と経営状況が把握されているが、分析が十分ではない。
- c) 事業経営をとりまく環境と経営状況が把握されていない。

- ☐ ア 社会福祉事業全体の動向について、具体的に把握し分析している。
- ☐ イ 地域の各種福祉計画の策定動向と内容を把握し分析している。
- ☒ ウ 子どもの数・利用者(子ども・保護者)像等、保育のニーズ、潜在的利用者に関するデータを収集するなど、法人(保育所)が位置する地域での特徴・変化等の経営環境や課題を把握し分析している。
- ☒ エ 定期的に保育のコスト分析や保育所利用者の推移、利用率等の分析を行っている。

＜コメント＞

毎月の法人系列園のオンライン園長会で、園の運営、課題、改善策、対応策等について話し合っています。保育所体験や育児相談、一時保育等の地域貢献活動に積極的に取り組み、地域の保育ニーズの把握に努めています。若い世代が増加傾向で一時保育の需要が多いなど、地域の動向を把握し、将来の人口推移をもとに法人と移転や認可移行について話し合っています。茅ヶ崎市では法人が「株式会社」の保育園は市の園長会に参加できず、また0～2歳児の小規模園のため、保幼小連絡会へも参加できない状況があります。多方面から社会福祉事業を取り巻く現状と課題のさらなる把握が期待されます。

第三者評価結果

3

I-2-(1) -② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。

b

【判断基準】

- a) 経営環境と経営状況の把握・分析にもとづき経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。
 - b) 経営環境と経営状況の把握・分析にもとづき、取組を進めているが十分でない。
 - c) 経営環境と経営状況の把握・分析にもとづく取組が行われていない。
- ☒ ア 経営環境や保育の内容、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成、財務状況等の現状分析にもとづき、具体的な課題や問題点を明らかにしている。
 - ☒ イ 経営状況や改善すべき課題について、役員(理事・監事等)間での共有がなされている。
 - ☒ ウ 経営状況や改善すべき課題について、職員に周知している。
 - ☐ エ 経営課題の解決・改善に向けて具体的な取組が進められている。

＜コメント＞

毎日、各園から送られてくる日報をもとに、法人の役員会議でグループ園全体の課題や問題点を明らかにし、共有しています。役員会議後に各園長にメールで報告があり、園長は昼の申し送り職員に周知しています。改善すべき課題として、保育力の向上、保護者との連携の拡充、地域貢献活動の計画的な実施と定着化、安全に対する取組の強化を挙げ、課題の改善に向けて、保育力向上リーダー、地域貢献リーダー等を中心に取り組んでいます。内容をさらに深めるため、職員同士の検討の場を設けるなど組織的な取組が期待されます。

I-3 事業計画の策定

I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。

第三者評価結果

4

I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。

b

【判断基準】

- a) 経営や保育に関する、中・長期の事業計画及び中・長期の収支計画を策定している。
- b) 経営や保育に関する、中・長期の事業計画または中・長期の収支計画のどちらかを策定していなく、十分ではない。
- c) 経営や保育に関する、中・長期の事業計画も中・長期の収支計画のどちらも策定していない。

- ☒ ア 中・長期計画において、理念や基本方針の実現に向けた目標(ビジョン)を明確にしている。
- ☒ イ 中・長期計画は、経営課題や問題点の解決・改善に向けた具体的な内容になっている。
- ☐ ウ 中・長期計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。
- ☒ エ 中・長期計画は必要に応じて見直しを行っている。

<コメント>

法人は理念や保育方針の実現に向けた2021～2023年の中期事業計画を策定しています。収支計画については法人の計画に基づいての園の収支計画となっています。中期事業計画は保育の力の向上、保護者との連携の拡充、地域貢献活動の計画的な実施と定着化、安全に対する取組の強化の4点を掲げ、具体的な内容となっていますが、数値目標や具体的な成果等が設定されていません。項目のそれぞれに数値目標や具体的な成果を設定し、実施状況の評価を行えるようにすることが期待されます。

第三者評価結果

5

I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。

a

【判断基準】

- a) 単年度の計画は、中・長期計画を反映して具体的に策定されている。
- b) 単年度の計画は、中・長期計画を反映しているが、内容が十分ではない。
- c) 単年度の計画は、中・長期計画を反映しておらず、内容も十分ではない。

- ☒ ア 単年度の計画には、中・長期計画の内容を反映した単年度における事業内容が具体的に示されている。
- ☒ イ 単年度の事業計画は、実行可能な具体的な内容となっている。
- ☒ ウ 単年度の事業計画は、単なる「行事計画」になっていない。
- ☒ エ 単年度の事業計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。

<コメント>

中期計画に掲げた課題に基づき、単年度の事業計画では今年度の重点取り組み事項を掲げ、園長は実施に向けて「キャリアビジョンシート」に具体的な内容を記載して、事務室に掲示したり、「グループ連絡網(職員間の連絡ツール)」で職員に周知しています。食育・保健・避難訓練・不審者訓練・地域貢献等の年間計画と、行事計画、研修計画が作成されており、数値目標や具体的な成果が記載され、実行可能な具体的な内容となっています。

I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。

第三者評価結果

6

I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。

b

【判断基準】

- a) 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。
- b) 事業計画が職員等の参画のもとで策定されているが、実施状況の把握や評価・見直し、または、職員の理解が十分ではない。
- c) 事業計画が、職員等の参画のもとで策定されていない。

- ☐ ア 事業計画が、職員等の参画や意見の集約・反映のもとで策定されている。
- ☒ イ 計画期間中において、事業計画の実施状況が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて把握されている。

- ☒ ウ 事業計画が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて評価されている。
- ☐ エ 評価の結果にもとづいて事業計画の見直しを行っている。
- ☐ オ 事業計画が、職員に周知(会議や研修会における説明等)されており、理解を促すための取組を行っている。

＜コメント＞

事業計画とキャリアビジョン(具体的に行う内容)は園長、主任が作成しています。年度末の職員会議で、職員の意見を聞く機会を設け、次期の計画に反映するようにしています。キャリアビジョンについては職員会議などで職員に周知しています。小規模園で職員も限られており、日常的に打ち合わせを行いながら計画内容や進捗の確認を話し合っています。今後はさらに、園全体で事業計画の策定方法や、評価・見直しを行う体制作りが期待されます。

第三者評価結果

7

I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。

a

【判断基準】

- a) 事業計画を保護者等に周知するとともに、内容の理解を促すための取組を行っている。
 - b) 事業計画を保護者等に周知しているが、内容の理解を促すための取組が十分ではない。
 - c) 事業計画を保護者等に周知していない。
- ☒ ア 事業計画の主な内容が、保護者等に周知(配布、掲示、説明等)されている。
 - ☒ イ 事業計画の主な内容を保護者会等で説明している。
 - ☒ ウ 事業計画の主な内容を分かりやすく説明した資料を作成するなどの方法によって、保護者等がより理解しやすいような工夫を行っている。
 - ☒ エ 事業計画については、保護者等の参加を促す観点から周知、説明の工夫を行っている。

＜コメント＞

「園のしおり」に行事計画を含めた主な事業計画を掲載し、配布して説明しています。また保護者会では資料を作成したうえで、事業計画の重点取組事項をわかりやすく説明しています。年間行事予定は、春夏秋冬で分け、イラストを使ったわかりやすい行事内容を記載すると共に、保護者参加の行事には星マークを付けて保護者の参加を促しています。職員の部活動「メディア部」が中心となり、メール配信、ドキュメンテーションの掲示のほか、SNSを活用して、保護者が理解しやすいように工夫しています。

I-4 福祉サービスの質の向上へ組織的・計画的な取組

I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。

第三者評価結果

8

I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。

a

【判断基準】

- a) 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。
 - b) 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われているが、十分に機能していない。
 - c) 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われていない。
- ☒ ア 組織的にPDCAサイクルにもとづく保育の質の向上に関する取組を実施している。
 - ☒ イ 保育の内容について組織的に評価(C: Check)を行う体制が整備されている。
 - ☒ ウ 定められた評価基準にもとづいて、年に1回以上自己評価を行うとともに、第三者評価等を定期的に受審している。
 - ☒ エ 評価結果を分析・検討する場が、組織として位置づけられ実行されている。

<コメント>

年間指導計画、月案には保育に対する自己評価欄、週案日誌には評価・反省欄があり、職員は保育内容の自己評価を行い、園長・主任が確認し、次期の指導計画に生かしています。第三者評価は定められた期間に受審しています。職員は年度始めに目標を設定し、年度末に職員一人ひとりの自己評価を実施しています。また年2回人事考課評価を実施し、それらの結果に基づいて、園長、主任が園としての自己評価を実施しており、保育の質の向上に向けた取組が組織的、継続的に行われています。

第三者評価結果

9

I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。

b

【判断基準】

- a) 評価結果を分析し、明確になった保育所として取組むべき課題について、改善策や改善実施計画を立て実施している。
- b) 評価結果を分析し、保育所として取組むべき課題を明確にしているが、改善策や改善実施計画を立て実施するまでには至っていない。
- c) 評価結果を分析し、保育所として取組むべき課題を明確にしていない。
- ☒ ア 評価結果を分析した結果やそれにもとづく課題が文書化されている。
- ☒ イ 職員間で課題の共有化が図られている。
- ☐ ウ 評価結果から明確になった課題について、職員の参画のもとで改善策や改善計画を策定する仕組みがある。
- ☒ エ 評価結果にもとづく改善の取組を計画的に行っている。
- ☐ オ 改善策や改善の実施状況の評価を実施するとともに、必要に応じて改善計画の見直しを行っている。

<コメント>

園の自己評価の結果明らかになった課題について、園長が分析し、課題と改善案を玄関に掲示しています。職員には職員会議やグループ連絡網で説明し、課題を共有できるようにしています。研修への参加方法など前年度の課題はすぐに改善できるのものが多く、今年度の研修計画に改善策と方向性を盛り込んでいます。今後は、評価結果から抽出された課題について職員間で話し合い、中・長期的な検討・取組が必要な課題については、中・長期計画に反映するなど、改善計画を策定・見直す仕組みの整備が望まれます。

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。

第三者評価結果

10

Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。

b

【判断基準】

- a) 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう積極的に取り組んでいる。
- b) 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう取り組んでいるが、十分ではない。
- c) 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにしていない。
- ☒ ア 施設長は、自らの保育所の経営・管理に関する方針と取組を明確にしている。
- ☒ イ 施設長は、自らの役割と責任について、保育所内の広報誌等に掲載し表明している。

- ☒ ウ 施設長は、自らの役割と責任を含む職務分掌等について、文書化するとともに、会議や研修において表明し周知が図られている。
- ☐ エ 平常時のみならず、有事（災害、事故等）における施設長の役割と責任について、不在時の権限委任等を含め明確化されている。

＜コメント＞

園長はキャリアビジョンシートの掲示とグループ連絡網での配信により、園の運営及び管理に関する方針と取組内容を明確にし、事業計画を職員に周知しています。また「運営規程」には、園長の役割と責任、職務内容と、主任始め各職員の職務内容を記載しています。有事における役割と責任及び園長不在時の指揮権順位については全職員に周知していますが、緊急時避難マニュアル等にも明記することが期待されます。

第三者評価結果

11 II-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。

a

【判断基準】

- a) 施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するために積極的な取組を行っている。
- b) 施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っているが、十分ではない。
- c) 施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組は行っていない。
- ☒ ア 施設長は、遵守すべき法令等を十分に理解しており、利害関係者（取引事業者、行政関係者等）との適正な関係を保持している。
- ☒ イ 施設長は、法令遵守の観点での経営に関する研修や勉強会に参加している。
- ☒ ウ 施設長は、環境への配慮等も含む幅広い分野について遵守すべき法令等を把握し、取組を行っている。
- ☒ エ 施設長は、職員に対して遵守すべき法令等を周知し、また遵守するための具体的な取組を行っている。

＜コメント＞

園長は安全や衛生、危機管理に関する外部のセミナーに参加し、内容を業務日報に記録しています。また法人を通じて、適正な運営を実施するための情報を収集し、利害関係者との適正な関係保持に努めています。虐待防止月間に合わせ、厚生労働省のパンフレットを使って全職員に不適切保育について周知するとともに、昼礼で事例検討を行い、園内での防止策につなげています。毎日法人のブロックリーダーに業務日報を報告し、業務が適切に遂行されているかの振り返りを実施しています。

II-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。

第三者評価結果

12 II-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲を持ち、その取組に指導力を発揮している。

a

【判断基準】

- a) 施設長は、保育の質の向上に意欲をもち、組織としての取組に十分な指導力を発揮している。
- b) 施設長は、保育の質の向上に意欲をもち、組織としての取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。
- c) 施設長は、保育の質の向上に関する組織の取組について指導力を発揮していない。
- ☒ ア 施設長は、保育の質の現状について定期的、継続的に評価・分析を行っている。
- ☒ イ 施設長は、保育の質に関する課題を把握し、改善のための具体的な取組を明示して指導力を発揮している。
- ☒ ウ 施設長は、保育の質の向上について組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。

- ☒ エ 施設長は、保育の質の向上について、職員の意見を反映するための具体的な取組を行っている。
- ☒ オ 施設長は、保育の質の向上について、職員の教育・研修の充実を図っている。

＜コメント＞

園長は主任、保育向上リーダーと連携して、日々の保育の様子や指導計画、日誌類を確認し、職員会議、保育打合せ、昼礼等を通して保育の質の現状の把握に努めています。保育の質に関する課題を主任、保育向上リーダーと共有し、打合せや職員会議で職員と意見交換を行っています。年2回の職員とのヒヤリングでは、職員の思いや悩みを聞いています。外部研修を受けた職員が園内研修としてフィードバック研修を行うことで、職員自ら研修内容を考え、保育を見直す機会となり、保育の質の向上につながっています。

第三者評価結果

13

Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。

b

【判断基準】

- a) 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に十分な指導力を発揮している。
- b) 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。
- c) 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組について指導力を発揮していない。
- ☒ ア 施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、人事、労務、財務等を踏まえ分析を行っている。
- ☒ イ 施設長は、組織の理念や基本方針の実現に向けて、人員配置、職員の働きやすい環境整備等、具体的に取り組んでいる。
- ☒ ウ 施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、組織内に同様の意識を形成するための取組を行っている。
- ☒ エ 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高めるために組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。

＜コメント＞

園長は人事、労務、財務等の状況を踏まえて、園運営の現状分析を行っています。職員の経験年数や能力、個々の希望などを踏まえ、ベテランと新人などのバランスに配慮して人員配置を行っています。休憩時間の確保等業務の実効性の向上に向けて取り組んでいます。職員からは働きやすさを求める要望もあります。保育向上リーダー、地域貢献リーダー、調理室向上リーダーを配置し、組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画しています。

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理体制が整備されている。

第三者評価結果

14

Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的計画が確立し、取組が実施されている。

b

【判断基準】

- a) 保育所が目標とする保育の質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立しており、それにもとづいた取組が実施されている。
- b) 保育所が目標とする保育の質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立しているが、それにもとづいた取組が十分ではない。
- c) 保育所が目標とする保育の質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立していない。

- ☒ ア 必要な福祉人材や人員体制に関する基本的な考え方や、福祉人材の確保と育成に関する方針が確立している。
- ☐ イ 保育の提供に関わる専門職の配置、活用等、必要な福祉人材や人員体制について具体的な計画がある。
- ☒ ウ 計画にもとづいた人材の確保や育成が実施されている。
- ☐ エ 法人（保育所）として、効果的な福祉人材確保（採用活動等）を実施している。

＜コメント＞

法人は必要な人材確保と人材育成に関する方針の計画があります。園では保育提供に関わる専門職の配置と人員体制について単年度の事業計画に明示していますが、具体的な計画となっていません。自己評価で目標を設定し、外部研修やキャリアアップ研修を軸に計画を立て、育成に取り組んでいます。必要な人材確保に向け、法人のホームページで採用情報を掲載したり、ハローワークや採用サイトを活用しています。効果的な人材確保と同時に、職員が定着しやすい職場環境へ一層の工夫が期待されます。

第三者評価結果

15 II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。

b

【判断基準】

- a) 総合的な人事管理を実施している。
- b) 総合的な人事管理に関する取組が十分ではない。
- c) 総合的な人事管理を実施していない。

- ☒ ア 法人（保育所）の理念・基本方針にもとづき「期待する職員像等」を明確にしている。
- ☒ イ 人事基準（採用、配置、異動、昇進・昇格等に関する基準）が明確に定められ、職員等に周知されている。
- ☒ ウ 一定の人事基準にもとづき、職員の専門性や職務遂行能力、職務に関する成果や貢献度等を評価している。
- ☒ エ 職員処遇の水準について、処遇改善の必要性等を評価・分析するための取組を行っている。
- ☒ オ 把握した職員の意向・意見や評価・分析等にもとづき、改善策を検討・実施している。
- ☐ カ 職員が、自ら将来の姿を描くことができるような総合的な仕組みづくりができている。

＜コメント＞

法人の掲げているMission(使命)、Vision(ありたい姿)、Value(行動規範)に「求める職員像」を明確にしています。法人の就業規則や規程集で採用、異動、昇給等の人事基準を定めており、入職時に職員に周知しています。人事基準に基づき、職務評価(基本姿勢、保育)、保育と実践の評価(法令遵守、保育課程、指導計画、食育)からなる人事考課表を使って人事考課を実施し、職務に関する成果や貢献度を評価しています。キャリアパスに関しては、職員が自ら将来の姿を描くことができるよう、役割の定義を含め法人と調整しています。

II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。

第三者評価結果

16 II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。

b

【判断基準】

- a) 職員の就業状況や意向を定期的に把握し、必要があれば改善する仕組みが構築され、働きやすい職場づくりに積極的に取り組んでいる。
- b) 職員の就業状況や意向を定期的に把握する仕組みはあるが、改善する仕組みの構築が十分ではない。
- c) 職員の就業状況や意向を把握する仕組みがない。

- ☒ ア 職員の就業状況や意向の把握等にもとづく労務管理に関する責任体制を明確にしている。
- ☒ イ 職員の有給休暇の取得状況や時間外労働のデータを定期的に確認するなど、職員の就業状況を把握している。
- ☐ ウ 職員の心身の健康と安全の確保に努め、その内容を職員に周知している。
- ☒ エ 定期的に職員との個別面談の機会を設ける、職員の悩み相談窓口を組織内に設置するなど、職員が相談しやすいような組織内の工夫をしている。
- ☒ オ 職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生を実施している。
- ☒ カ ワーク・ライフ・バランスに配慮した取組を行っている。
- ☐ キ 改善策については、福祉人材や人員体制に関する具体的な計画に反映し実行している。
- ☒ ク 福祉人材の確保、定着の観点から組織の魅力を高める取組や働きやすい職場づくりに関する取組を行っている。

＜コメント＞

労務管理の責任者は園長です。職員の就業状況を把握し、有給休暇取得の日数や土曜日の出勤日数が職員間で同程度になるようにシフトを調整しています。また育児休業中の職員が復職する前には働き方などの要望を確認し、できる限り意向に沿えるようにしています。園長、主任は日々の会話やヒヤリング、意向調査などで職員の満足度や意向、家庭の状況、健康状態などを把握しています。産休や育休、介護休暇などを整備し、職員が心身ともに健康に働けるよう組織全体で取り組んでいます。法人内の相談窓口の開設に向けて準備を進めています。

Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上にけた体制が確立されている。

第三者評価結果

17 Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。

a

【判断基準】

- a) 職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が、適切に行われている。
- b) 職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われているが、十分ではない。
- c) 職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われていない。

- ☒ ア 組織として「期待する職員像」を明確にし、職員一人ひとりの目標管理のための仕組みが構築されている。
- ☒ イ 個別面接を行う等保育所の目標や方針を徹底し、コミュニケーションのもとで職員一人ひとりの目標が設定されている。
- ☒ ウ 職員一人ひとりの目標の設定は、目標項目、目標水準、目標期限が明確にされた適切なものとなっている。
- ☒ エ 職員一人ひとりが設定した目標について、中間面接を行うなど、適切に進捗状況の確認が行われている。
- ☒ オ 職員一人ひとりが設定した目標について、年度当初・年度末（期末）面接を行うなど、目標達成度の確認を行っている。

＜コメント＞

職員個々の目標管理が適切に行われています。職員は年度始めに目標を設定し、園長は職員とのヒヤリングで設定した目標について確認しています。中間ヒヤリング、考課面談で目標に対する進捗状況や職務に対する成果等について確認し、指導・助言しています。年度末に職員は自己評価チェック表、人事考課表で自己評価を行い、園長とのヒヤリング、考課面談で振り返りと課題について話し合い、次年度の目標設定につなげています。

18

Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。

a

【判断基準】

- a) 保育所として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。
- b) 保育所として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定されているが、内容や教育・研修の実施が十分ではない。
- c) 保育所として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定されていない。
 - ☒ ア 保育所が目指す保育を実施するために、基本方針や計画の中に、「期待する職員像」を明示している。
 - ☒ イ 現在実施している保育の内容や目標を踏まえて、基本方針や計画の中に、保育所が職員に必要とされる専門技術や専門資格を明示している。
 - ☒ ウ 策定された教育・研修計画にもとづき、教育・研修が実施されている。
 - ☒ エ 定期的に計画の評価と見直しを行っている。
 - ☒ オ 定期的に研修内容やカリキュラムの評価と見直しを行っている。

<コメント>

研修計画は職員の経験や習熟度に応じ、園長、主任、保育力向上リーダーが作成しています。園内研修では社会情勢や園の状況に照らし合わせ、計画を柔軟に変更して、必要な研修を行うようにしています。外部研修を受講した職員は、園内研修で研修内容をわかりやすく伝えられるよう自ら考えることで、保育を見直す機会となっています。年度末に常勤職員で年間研修計画の見直しを行い、次期の計画に反映しています。

19

Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。

a

【判断基準】

- a) 職員一人ひとりについて、教育・研修の機会が確保され、適切に教育・研修が実施されている。
- b) 職員一人ひとりについて、教育・研修の機会が確保されているが、参加等が十分でない。
- c) 職員一人ひとりについて、研修機会が確保されていない。
 - ☒ ア 個別の職員の知識、技術水準、専門資格の取得状況等を把握している。
 - ☒ イ 新任職員をはじめ職員の経験や習熟度に配慮した個別的なOJTが適切に行われている。
 - ☒ ウ 階層別研修、職種別研修、テーマ別研修等の機会を確保し、職員の職務や必要とする知識・技術水準に応じた教育・研修を実施している。
 - ☒ エ 外部研修に関する情報提供を適切に行うとともに、参加を勧奨している。
 - ☒ オ 職員一人ひとりが、教育・研修の場に参加できるよう配慮している。

<コメント>

園長は職員一人ひとりの経験や習熟度、専門資格の取得状況などを把握し、研修につなげています。外部研修の情報は事務室に掲示し、全職員が受講したい研修を受けられるようにしています。コロナ禍ということもあってオンライン研修も開催されており、また研修に参加しやすいようにシフトを調整して職員が受講しやすくなるように努めています。

II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。

第三者評価結果

20

II-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。

c

【判断基準】

- a) 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、効果的なプログラムを用意する等、積極的な取組を実施している。
- b) 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備してはいるが、効果的な育成プログラムが用意されていないなど、積極的な取組には至っていない。
- c) 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備しておらず、教育・研修が行われていない。
- ☐ ア 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成に関する基本姿勢を明文化している。
- ☐ イ 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成についてのマニュアルが整備されている。
- ☐ ウ 専門職種の特性に配慮したプログラムを用意している。
- ☐ エ 指導者に対する研修を実施している。
- ☐ オ 実習生については、学校側と、実習内容について連携してプログラムを整備するとともに、実習期間中においても継続的な連携を維持していくための工夫を行っている。

<コメント>

0～2歳児対象の小規模園のため、実習の希望者がありません。また職員の配置人数も限られているため、即戦力となる経験2年目以上の職員を雇用しており、新卒者の受け入れがないため、実習生受け入れの体制が整備されていません。今後、実習の要請があった際には、実習生受け入れマニュアルと実習プログラムを整備し、実習生を受け入れていくことが期待されます。

II-3 運営の透明性の確保

II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。

第三者評価結果

21

II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するため情報公開が行われている。

b

【判断基準】

- a) 保育所の事業や財務等に関する情報について、適切に公開している。
- b) 保育所の事業や財務等に関する情報を公表しているが、方法や内容が十分ではない。
- c) 保育所の事業や財務等に関する情報を公表していない。
- ☐ ア ホームページ等の活用により、法人、保育所の理念や基本方針、保育の内容、事業計画、事業報告、予算、決算情報が適切に公開されている。
- ☒ イ 保育所における地域の福祉向上のための取組の実施状況、第三者評価の受審、苦情・相談の体制や内容について公表している。
- ☒ ウ 第三者評価の受審結果、苦情・相談の体制や内容にもとづく改善・対応の状況について公表している。
- ☒ エ 法人（保育所）の理念、基本方針やビジョン等について、社会・地域に対して明示・説明し、法人（保育所）の存在意義や役割を明確にするように努めている。
- ☐ オ 地域へ向けて、理念や基本方針、事業所で行っている活動等を説明した印刷物や広報誌等を配布している。

<コメント>

ホームページにMission/Vision/value、保育の基本理念・基本方針・保育目標、第三者評価の受審結果を公表しています。財務状況などのIR情報は現在準備中のため閲覧できません。重要事項説明書に、苦情受付体制や茅ヶ崎市こども育成部保育課の相談・苦情窓口を記載して保護者に説明するとともに、苦情解決要綱を園内と玄関に掲示していますが、保護者の認知度は充分とは言えません。園の特長や活動を地域に向けて提示し、地域の理解を深めていくことが期待されます。

第三者評価結果

22

Ⅱ-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。

a

【判断基準】

- a) 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。
 b) 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われているが、十分ではない。
 c) 公正かつ透明性の高い適正な運営・経営のための取組が行われていない。

- ☒ ア 保育所における事務、経理、取引等に関するルール、職務分掌と権限・責任が明確にされ、職員等に周知している。
☒ イ 保育所における事務、経理、取引等について内部監査を実施するなど、定期的に確認されている。
☒ ウ 保育所の事業、財務について、外部の専門家による監査支援等を実施している。
☒ エ 外部の専門家による監査支援等の結果や指摘事項にもとづいて、経営改善を実施している。

<コメント>

「運営規程」「経理規定」で、事務、経理、取引等に関するルール、管理責任者である園長の職務分掌や権限、責任を明確に定め、職員に周知しています。園長が出納責任者となり、主任とダブルチェックを行っており、数字の残高照合と月次の残高を法人に報告し、内部監査を実施しています。また法人は税理士の外部監査を受け、結果や指摘事項に基づいて、経営改善に取り組んでいます。

Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献

Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。

第三者評価結果

23

Ⅱ-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。

a

【判断基準】

- a) 子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを積極的に行っている。
 b) 子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っているが、十分ではない。
 c) 子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っていない。

- ☒ ア 地域との関わり方について基本的な考え方を文書化している。
☒ イ 活用できる社会資源や地域の情報を収集し、掲示板の利用等で保護者に提供している。
☒ ウ 子どもの個別的状況に配慮しつつ地域の行事や活動に参加する際、職員やボランティアが支援を行う体制が整っている。
☒ エ 保育所や子どもへの理解を得るために、地域の人々と子どもとの交流の機会を定期的に設けるなどの取組を行っている。
☒ オ 個々の子ども・保護者のニーズに応じて、地域における社会資源を利用するよう推奨している。

<コメント>

法人全体で地域貢献に力を入れており、Mission、Vission、保育理念に地域との関わり方について明記しています。「地域貢献年間計画予定表」を作成し、育児保育、保育所体験、一時保育、ハロウィンイベントなどを計画しています。高齢者施設の入居者とクリスマスに交流し、地域とつながる機会を設けています。活用できる地域資源や情報を収集し、ファミリーサポートセンターや子ども食堂などのパンフレットを常備しています。保護者のニーズに応じて、神奈川県中央児童相談所や茅ヶ崎市こどもセンター等を紹介しています。

第三者評価結果

24

Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。

b

【判断基準】

- a) ボランティア等の受入れに対する基本姿勢が明示されており、受入れについての体制が整備されている。
- b) ボランティア等の受入れに対する基本姿勢は明示されているが、受入れについての体制が十分に整備されていない。
- c) ボランティア等の受入れに対する基本姿勢が明示されていない。
- ☐ ア ボランティア受入れに関する基本姿勢を明文化している。
- ☐ イ 地域の学校教育等への協力について基本姿勢を明文化している。
- ☐ ウ ボランティア受入れについて、登録手続、ボランティアの配置、事前説明等に関する項目が記載されたマニュアルを整備している
- ☒ エ ボランティアに対して子どもとの交流を図る視点等で必要な研修、支援を行っている。
- ☒ オ 学校教育への協力を行っている。

<コメント>

学生ボランティアの受け入れ方法や必要書類を整備していますが、ボランティアの受け入れや地域の学校教育などへの協力について基本姿勢が明文化されていません。中学生の職場体験や高校生のボランティアを受け入れ、子どもたちとの交流を通して園の活動に理解を深め、学生にとって有意義な社会体験となるよう取り組んでいます。ボランティアや学生に対しては、活動に入る前にオリエンテーションを行い、留意事項や守秘義務について説明しています。ボランティア等の受け入れに関するマニュアルの整備が期待されます。

Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。

第三者評価結果

25

Ⅱ-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。

b

【判断基準】

- a) 子どもによりよい保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握し、その関係機関等との連携が適切に行われている。
- b) 子どもによりよい保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握しているが、その関係機関等との連携が十分ではない。
- c) 子どもによりよい保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に明示していない。
- ☐ ア 当該地域の関係機関・団体について、個々の子ども・保護者の状況に対応できる社会資源を明示したリストや資料を作成している。
- ☒ イ 職員会議で説明するなど、職員間で情報の共有化が図られている。
- ☐ ウ 関係機関・団体と定期的な連絡会等を行っている。

- ☐ エ 地域の関係機関・団体の共通の問題に対して、解決に向けて協働して具体的な取組を行っている。
- ☒ オ 地域に適切な関係機関・団体がない場合には、子ども・保護者のアフターケア等を含め、地域でのネットワーク化に取り組んでいる。
- ☒ カ 家庭での虐待等権利侵害が疑われる子どもへの対応について、要保護児童対策地域協議会への参画、児童相談所など関係機関との連携が図られている。

＜コメント＞

地域の関係機関との対応は主に園長が行っていますが、茅ヶ崎市では経営が「株式会社」の保育園は市の園長会に参加できず、また0～2歳児の小規模園では保幼小連絡会へも参加できないため、定期的な連絡会への参加は難しい状況です。卒園後に入園する予定の連携園と月2回交流し、スムーズな入所につながるよう努めています。茅ヶ崎市子どもセンターの巡回指導を受け、アドバイスを基に子どもへの対応方法を話し合っています。保育所として必要な社会資源をリスト化し、各機関の機能や連絡方法等を職員間で共有することが期待されます。

Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。

第三者評価結果

26

Ⅱ-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。

a

【判断基準】

- a) 地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を積極的に行っている。
 - b) 地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を行っているが、十分ではない。
 - c) 地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を行っていない。
- ☒ ア 保育所（法人）が実施する事業や運営委員会の開催、関係機関・団体との連携、地域の各種会合への参加、地域住民との交流や相談事業などを通じて、地域の福祉ニーズや生活課題等の把握に努めている。
 - ☒ イ 保育所のもつ機能を地域へ還元したり、関係機関・団体との連携、民生委員・児童委員等との定期的な会議の開催等を通して、地域の具体的な福祉ニーズの把握に努めている。
 - ☒ ウ 地域住民に対する相談事業などを通じて、多様な相談に応じる機能を有している。

＜コメント＞

地域の子育てを支援するため、育児相談、保育所体験、給食試食体験等の地域貢献活動を実施し、地域住民との交流を図っています。公園で出会った子育て家庭との交流の中で、食事の悩みがあることを知り、給食試食体験に招いたり、保育所入所や一時保育を希望している子育て家庭へは、見学や一時保育の利用登録を案内したうえで、保育所体験や育児相談を実施するなど、地域の福祉ニーズを把握すると共に、保育所のもつ機能を地域に還元しています。オンラインでの見学、体験、育児相談も受け、多様な相談に応じています。

第三者評価結果

27

Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。

b

【判断基準】

- a) 把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動を積極的に行っている。
 - b) 把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が十分ではない。
 - c) 把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動を行っていない。
- ☒ ア 把握した地域ニーズ等にもとづいて、法で定められた社会福祉事業にとどまらない地域貢献に関わる事業・活動を実施している。
 - ☒ イ 把握した福祉ニーズ等にもとづいた具体的な事業・活動を、計画等で明示している。

- ☐ ウ 多様な機関等と連携して、社会福祉分野のみならず、地域コミュニティの活性化やまちづくりなどにも貢献している。
- ☒ エ 保育所（法人）が有する福祉サービスの提供に関するノウハウや、専門的な情報を地域に還元する取組を積極的に行っている。
- ☐ オ 地域の防災対策や、被災時における福祉的な支援を必要とする人びと、住民の安全・安心のための備えや支援の取組を行っている。

＜コメント＞

育児相談や一時保育等の地域貢献活動終了後にアンケートを実施し、食事の悩みや保育園を知りたいなど、地域のニーズに基づき、「給食試食会」や「あそびに来ませんか？」などを地域貢献年間計画予定表に落とし込み、専門的な情報等を地域に還元しています。コロナ禍でも地域の高齢者施設との交流を検討し、子どもたちの作品をプレゼントしたり、ビデオレターを送る等、現状を考慮した交流を実現し、地域コミュニティの活性化に貢献できるよう努めています。園の位置する環境などから地域の安全に配慮した備えは難しいと考えています。

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの提供

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。

第三者評価結果

28

Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。

b

【判断基準】

- a) 子どもを尊重した保育についての基本姿勢が明示され、組織内で共通の理解をもつための取組が行われている。
- b) 子どもを尊重した保育についての基本姿勢は明示されているが、組織内で共通の理解をもつための取組は行っていない。
- c) 子どもを尊重した保育についての基本姿勢が明示されていない。
- ☒ ア 理念や基本方針に、子どもを尊重した保育の実施について明示し、職員が理解し実践するための取組を行っている。
- ☒ イ 子どもを尊重した保育の提供に関する「倫理綱領」や規程等を策定し、職員が理解し実践するための取組を行っている。
- ☒ ウ 子どもを尊重した保育に関する基本姿勢が、個々の保育の標準的な実施方法等に反映されている。
- ☒ エ 子どもの尊重や基本的人権への配慮について、組織で勉強会・研修を実施している。
- ☒ オ 子どもの尊重や基本的人権への配慮について、定期的に状況の把握・評価等を行い、必要な対応を図っている。
- ☒ カ 子どもが互いを尊重する心を育てるための具体的な取組を行っている。
- ☐ キ 性差への先入観による固定的な対応をしないように配慮している。
- ☐ ク 子どもの人権、文化の違い、互いに尊重する心について、その方針等を保護者に示すとともに、保護者も理解を図る取組を行っている。

＜コメント＞

保育理念、保育方針、Value(行動規範)、服務規律に子どもを尊重した保育の実践について明記しています。厚生労働省の虐待防止に関するパンフレットの読み合わせと事例検討を行い、保育士の自己評価の中で「人権尊重、プライバシーの尊重」「虐待・ネグレクト等の早期発見」の項目で、保育実践を振り返り、子どもを尊重した対応を行えているかなどを確認しています。子どもが互いを尊重する心を育てるために、職員が見本となって日々の保育に取り組んでいます。性差等で区別しないよう、職員の理解を深めることが期待されます。

29

Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている。

b

【判断基準】

- a) 子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備し、子どものプライバシーに配慮した保育が行われている。
- b) 子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備しているが、子どものプライバシーに配慮した保育が十分ではない。
- c) 子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備していない。
- ☐ ア 子どものプライバシー保護について、社会福祉事業に携わる者としての姿勢・責務等を明記した規程・マニュアル等が整備され、職員への研修によりその理解が図られている。
 - ☐ イ 規程・マニュアル等にもとづいて、プライバシーに配慮した福祉サービスが実施されている。
 - ☐ ウ 一人ひとりの子どもにとって、生活の場にふさわしい快適な環境を提供し、子どものプライバシーを守るよう設備等の工夫を行っている。
 - ☒ エ 子ども・保護者にプライバシー保護に関する取組を周知している。

<コメント>

子どものプライバシー保護に関して、職員には社会福祉事業に携わる者としての姿勢を入職時に説明しています。小規模園で職員の配置人数が限られていることから、排泄の一人ひとりへの対応が難しい状況です。おむつ交換や着替えについても、スペースや人員の確保が難しく、プライバシーに配慮した対応には課題があります。保護者にはこうした体制上の園の状況について伝えています。子どものプライバシー保護に関するマニュアルの整備と対応についての再考が望まれます。

Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。

30

Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。

b

【判断基準】

- a) 利用希望者が保育所を選択するために必要な情報を積極的に提供している。
- b) 利用希望者が保育所を選択するために必要な情報を提供しているが、十分ではない。
- c) 利用希望者が保育所を選択するために必要な情報を提供していない。
- ☐ ア 理念や基本方針、保育の内容や保育所の特性等を紹介した資料を、公共施設等の多くの人が入手できる場所に置いている。
 - ☒ イ 保育所を紹介する資料は、言葉遣いや写真・図・絵の使用等で誰にでもわかるような内容にしている。
 - ☒ ウ 保育所の利用希望者については、個別に丁寧な説明を実施している。
 - ☒ エ 見学等の希望に対応している。
 - ☒ オ 利用希望者に対する情報提供について、適宜見直しを実施している。

<コメント>

法人ホームページや自治体のホームページからも園へのリンクが貼られており、希望者はいつでも閲覧することができます。見学希望者は1日1組受け入れています。見学時間は1時間ほどかけ、時には保育所体験も勧めながら丁寧に行い、園に設置してある入園ガイドを使用し、配布しています。利用者に対しての情報提供のあり方などを適宜見直し、様々な方法を考えていく必要性も感じています。園のパンフレットなど園情報を掲載した資料の公共施設等への設置は行っていません。

31

Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり、保護者等にわかりやすく説明している。

b

【判断基準】

- a) 保育の開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等にわかりやすく説明を行っている。
 - b) 保育の開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等に説明を行っているが、十分ではない。
 - c) 保育の開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等に説明を行っていない。
- ☐ ア 保育の開始及び保育内容の変更時の説明と同意にあたっては、保護者等の意向に配慮している。
 - ☒ イ 保育の開始・変更時には、保護者等がわかりやすいように工夫した資料を用いて説明している。
 - ☐ ウ 説明にあたっては、保護者等が理解しやすいような工夫や配慮を行っている。
 - ☒ エ 保育の開始・変更時には、保護者等の同意を得たうえでその内容を書面で残している。
 - ☐ オ 特に配慮が必要な保護者への説明についてルール化され、適正な説明、運用が図られている。

<コメント>

保育の利用を予定している保護者に対しては、入園のしおりと重要事項説明書に基づいて説明を行い、利用契約書で同意を得ています。入所の際には個人面談で、持ち物や集団生活の注意点、子どもの年齢に沿った育ちや園の方針を説明しています。変更を行う場合には、保護者にアンケートをとり、保護者の意見を反映するようにしています。配慮の必要な保護者には個別に対応していますが、ルール化までに至っていません。

32

Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり、保育の継続性に配慮した対応を行っている。

b

【判断基準】

- a) 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮している。
 - b) 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮しているが、十分ではない。
 - c) 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮していない。
- ☐ ア 保育所等の変更にあたり、保育の継続性に配慮した手順と引継ぎ文書を定めている。
 - ☒ イ 保育所の利用が終了した後も、保育所として子どもや保護者等が相談できるように担当者や窓口を設置している。
 - ☒ ウ 保育所の利用が終了した時に、子どもや保護者等に対し、その後の相談方法や担当者について説明を行い、その内容を記載した文書を渡している。

<コメント>

他園からの受け入れに関しては、通常の入園と同じように面接、説明を行っています。転園、卒園児には行事参加のお知らせを出しています。園の利用後も使わなくなったおもちゃをもって来てくれたり、近くに来た際に遊びに来てくれたり等、卒園後も関係性は良好です。卒園後の連携施設は決まっているため、口頭での引き継ぎや配慮の必要な場合は児童票の共有もしています。

Ⅲ-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。

第三者評価結果

33

Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。

a

【判断基準】

- a) 利用者満足を把握する仕組みを整備し、利用者満足の結果を踏まえて、その向上に向けた取組を行っている。
- b) 利用者満足を把握する仕組みを整備し、利用者満足の結果を把握しているが、その向上に向けた取組が十分ではない。
- c) 利用者満足を把握するための仕組みが整備されていない。

- ☒ ア 日々の保育のなかで、子どもの満足を把握するように努めている。
- ☒ イ 保護者に対し、利用者満足に関する調査が定期的に行われている。
- ☒ ウ 保護者への個別の相談面接や聴取、保護者懇談会が、利用者満足を把握する目的で定期的に行われている。
- ☒ エ 職員等が、利用者満足を把握する目的で、保護者会等に参加している。
- ☒ オ 利用者満足に関する調査の担当者等の設置や、把握した結果を分析・検討するために、検討会議の設置等が行われている。
- ☒ カ 分析・検討の結果にもとづいて具体的な改善を行っている。

<コメント>

保護者が参加する「親子で遊ぼう」や「保育参加」、保護者会や懇談会でアンケートを行い、保護者の満足状況を把握するようにしています。また行事の振り返りを行い、子どもが興味をもったものや子どもの様子をみながら日々の自由保育の中に取り入れるなどしています。保護者アンケートの結果で、開示するものは園の方針も同時に伝え、職員間で内容を確認し、次年度につながるよう共有しています。

Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。

第三者評価結果

34

Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。

a

【判断基準】

- a) 苦情解決の仕組みが確立され保護者等に周知する取組が行われているとともに、苦情解決の仕組みが機能している。
- b) 苦情解決の仕組みが確立され保護者等に周知する取組が行われているが、十分に機能していない。
- c) 苦情解決の仕組みが確立していない。

- ☒ ア 苦情解決の体制（苦情解決責任者の設置、苦情受付担当者の設置、第三者委員の設置）が整備されている。
- ☒ イ 苦情解決の仕組みをわかりやすく説明した掲示物が掲示され、資料を保護者等に配布し説明している。
- ☒ ウ 苦情記入カードの配布やアンケート（匿名）を実施するなど、保護者等が苦情を申し出しやすい工夫を行っている。
- ☒ エ 苦情内容については、受付と解決を図った記録を適切に保管している。
- ☒ オ 苦情内容に関する検討内容や対応策については、保護者等に必ずフィードバックしている。
- ☒ カ 苦情内容及び解決結果等は、苦情を申し出た保護者等に配慮したうえで、公表している。
- ☒ キ 苦情相談内容にもとづき、保育の質の向上に関わる取組が行われている。

<コメント>

苦情解決責任者を園長、苦情解決担当者を主任とし、第三者委員を2名設置して、苦情解決の体制を整備しています。苦情解決体制について記載された苦情解決要綱を園内と玄関に掲示、配信して、職員、保護者にわかりやすく周知しています。受け付けた苦情は改善策を検討して実施に繋げており、解決までのプロセスを詳細に記録しています。苦情があった際には、全職員で共有し、改善に務めています。

第三者評価結果

35

Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすいように環境を整備し、保護者等に周知している。

b

【判断基準】

- a) 保護者が相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備され、そのことを保護者に伝えるための取組が行われている。
- b) 保護者が相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備されているが、そのことを保護者に伝えるための取組が十分ではない。
- c) 保護者が相談したり意見を述べたい時に、方法や相手を選択できない。

- ☒ ア 保護者が相談したり意見を述べたりする際に、複数の方法や相手を自由に選べることをわかりやすく説明した文書を作成している。
- ☒ イ 保護者等に、その文章の配布やわかりやすい場所に掲示する等の取組を行っている。
- ☐ ウ 相談をしやすい、意見を述べやすいスペースの確保等の環境に配慮している。

<コメント>

重要事項説明書に園長、主任、第三者委員2名の連絡先と、面接、電話、文書などの方法で相談や意見を受け付けることを記載して、保護者に説明しています。保護者と連携し、子どもがより良く育つことが一番と考えており、心配事や意見などは連絡帳で、時間の取れない保護者にはオンラインで面談ができることも知らせていますが、継続的に案内を行っていない為、今後、園のしおりに掲載する予定です。

第三者評価結果

36

Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。

b

【判断基準】

- a) 保護者からの相談や意見を積極的に把握し、組織的かつ迅速に対応している。
- b) 保護者からの相談や意見を把握しているが、対応が十分ではない。
- c) 保護者からの相談や意見の把握をしていない。

- ☒ ア 職員は、日々の保育の提供において、保護者が相談しやすく意見を述べやすいように配慮し、適切な相談対応と意見の傾聴に努めている。
- ☒ イ 意見箱の設置、アンケートの実施等、保護者の意見を積極的に把握する取組を行っている。
- ☒ ウ 相談や意見を受けた際の記録の方法や報告の手順、対応策の検討等について定めたマニュアル等を整備している。
- ☒ エ 職員は、把握した相談や意見について、検討に時間がかかる場合に状況を速やかに説明することを含め迅速な対応を行っている。
- ☒ オ 意見等にもとづき、保育の質の向上に関わる取組が行われている。
- ☐ カ 対応マニュアル等の定期的な見直しを行っている。

<コメント>

コロナ禍のため、送迎時は玄関での対応としています。保護者との会話や意見を聞く機会も限定されていますが、顔を合わせた際は積極的に声をかけ、保護者の気持ちに寄り添うよう職員に伝えています。意見や苦情は職員から主任、主任から園長へとつないで、受付から解決へと進めています。すぐに解決できない場合は検討後に回答する旨を説明したうえで、迅速な対応に努めています。相談や意見の対応は苦情解決要綱に沿って行われています。今後は要綱の見直しを定期的に行う予定です。

Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のために組織的な取組が行われている。

第三者評価結果

37

Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。

a

【判断基準】

- a) リスクマネジメント体制を構築し、子どもの安心と安全を脅かす事例の収集と要因分析と対応策の検討・実施が適切に行われている。
 - b) リスクマネジメント体制を構築しているが、子どもの安心と安全を脅かす事例の収集や要因分析と対応策の検討・実施が十分ではない。
 - c) リスクマネジメント体制が構築されておらず、子どもの安心と安全を脅かす事例を組織として収集していない。
- ☒ ア リスクマネジメントに関する責任者の明確化（リスクマネジャーの選任・配置）、リスクマネジメントに関する委員会を設置するなどの体制を整備している。
 - ☒ イ 事故発生時の対応と安全確保について責任、手順（マニュアル）等を明確にし、職員に周知している。
 - ☒ ウ 子どもの安心と安全を脅かす事例の収集が積極的に行われている。
 - ☒ エ 収集した事例をもとに、職員の参画のもとで発生要因を分析し、改善策・再発防止策を検討・実施する等の取組が行われている。
 - ☒ オ 職員に対して、安全確保・事故防止に関する研修を行っている。
 - ☒ カ 事故防止策等の安全確保策の実施状況や実効性について、定期的に評価・見直しを行っている。

<コメント>

事故対応マニュアルを事務所と保育室に設置し、必要なところだけをすぐ取りだせるようにファイリングされています。火災発生時行動表を職員の見える場所に掲示し、火災発生時に適切な対応が取れるよう備えています。ヒヤリハットと事故報告書は毎月の会議で振り返り、危険個所や再発防止策の共有を行っています。園内研修では、救命救急の研修を3ヶ月に1回実施しています。

第三者評価結果

38

Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。

a

【判断基準】

- a) 感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急時の子どもの安全確保について組織として体制を整備し、取組を行っている。
 - b) 感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急時の子どもの安全確保について組織として体制を整備しているが、取組が十分ではない。
 - c) 感染症の予防策が講じられていない。
- ☒ ア 感染症対策について、責任と役割を明確にした管理体制が整備されている。
 - ☒ イ 感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を作成し、職員に周知徹底している。

- ☒ ウ 担当者等を中心にして、定期的に感染症の予防や安全確保に関する勉強会等を開催している。
- ☒ エ 感染症の予防策が適切に講じられている。
- ☒ オ 感染症が発生した場合には対応が適切に行われている。
- ☒ カ 感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を定期的に見直している。
- ☒ キ 保護者への情報提供が適切になされている。

＜コメント＞

感染症対策においては、園長、主任による指示系統を確立し、対策が有効的に実施されているか確認する体制を整えています。感染症マニュアルには発生時の対応方法を詳細に記載し、園内研修で嘔吐処理方法などを学び合っています。室内に二酸化炭素濃度計や空気清浄加湿器を設置しています。感染症発生時だけでなく、園児の体調の様子については日々のメール配信でも保護者に知らせています。

第三者評価結果

39

Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。

a

【判断基準】

- a) 地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。
- b) 地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を行っているが、十分ではない。
- c) 地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を行っていない。

- ☒ ア 災害時の対応体制が決められている。
- ☒ イ 立地条件等から災害の影響を把握し、建物・設備類、保育を継続するために必要な対策を講じている。
- ☒ ウ 子ども、保護者及び職員の安否確認の方法が決められ、すべての職員に周知されている。
- ☒ エ 食料や備品類等の備蓄リストを作成し、管理者を決めて備蓄を整備している。
- ☒ オ 防災計画等整備し、地元の行政をはじめ、消防署、警察、自治会、福祉関係団体等と連携するなど、体制をもって訓練を実施している。

＜コメント＞

園では、緊急時避難マニュアルを設置しており、職員で共有しています。毎月の避難訓練では職員が自分の役割を理解し、子どもの安全確保のために適切な行動が取れるよう訓練を行っています。備蓄をし、非常時用の献立表も3日分たてられています。市で一斉に実施する引き取り訓練を実施する際に備蓄品の食品チェックを行っています。緊急時の連絡はシステムを利用し、一斉メール配信をすることとしています。

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。

第三者評価結果

40

Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。

a

【判断基準】

- a) 保育について、標準的な実施方法が文書化され、それにもとづいた保育が実施されている。
- b) 保育について、標準的な実施方法が文書化されているが、それにもとづいた保育の実施が十分ではない。
- c) 保育について、標準的な実施方法が文書化されていない。

- ☒ ア 標準的な実施方法が適切に文書化されている。
- ☒ イ 標準的な実施方法には、子どもの尊重、プライバシーの保護や権利擁護に関わる姿勢が明示されている。
- ☒ ウ 標準的な実施方法について、研修や個別の指導等によって職員に周知徹底するための方策を講じている。
- ☒ エ 標準的な実施方法にもとづいて実施されているかどうかを確認する仕組みがある。
- ☒ オ 標準的な実施方法により、保育実践が画一的なものとなっていない。

＜コメント＞

保育の実施方法については、保育園のValue(行動規範)の中に掲げられている「見守り」「手を貸す」「ほめ方」「しかり方」「やってはいけないこと」など、子どもを尊重した保育や主体性が育つ保育、子どもの活動意欲が高められる言葉がけなど、権利擁護に関わる職員としての姿勢を明示しています。Valueの行動指針は一定の水準を保ったうえで、一人ひとりの子どもの状況に沿った保育を行うことを共通認識として保育の実践へつなげています。

第三者評価結果

41 Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。

b

【判断基準】

- a) 標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定め、仕組みのもとに検証・見直しを行っている。
 - b) 標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定めているが、検証・見直しが十分ではない。
 - c) 標準的な実施方法について、組織的な検証・見直しの仕組みを定めず、定期的な検証をしていない。
- ☒ ア 保育の標準的な実施方法の検証・見直しに関する時期やその方法が組織で定められている。
 - ☒ イ 保育の標準的な実施方法の検証・見直しが定期的に実施されている。
 - ☒ ウ 検証・見直しにあたり、指導計画の内容が必要に応じて反映されている。
 - ☒ エ 検証・見直しにあたり、職員や保護者等からの意見や提案が反映されるような仕組みになっている。

＜コメント＞

保育の標準的な実施方法を記載したValueは法人による今年度の制定であり、検証と見直しにあたっては、今後の課題でもあります。職員による様々な気づきや意見を会議で話しあい、職員の共通理解を深め、指導計画に反映されるよう指導しています。今後は、年度末の職員のヒヤリングと保護者アンケートの内容を反映し、保育の標準的な実施方法を明確にすることが期待されます。

Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。

第三者評価結果

42 Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。

b

【判断基準】

- a) アセスメントにもとづく指導計画を作成するための体制が確立しており、取組を行っている。
 - b) アセスメントにもとづく指導計画を作成するための体制が確立しているが、取組が十分ではない。
 - c) アセスメントにもとづく指導計画を作成するための体制が確立していない。
- ☒ ア 指導計画作成の責任者を設置している。
 - ☐ イ アセスメント手法が確立され、適切なアセスメントが実施されている。

- ☐ ウ さまざまな職種の関係職員、必要に応じて保育所以外の関係者が参加して、アセスメント等に関する協議を実施している。
- ☒ エ 全体的な計画にもとづき、指導計画が作成されている。
- ☒ オ 子どもと保護者等の具体的なニーズ等が、個別の指導計画等に明示されている。
- ☒ カ 計画の作成にあたり、さまざまな職種の関係職員、必要に応じて保育所以外の関係者が参加しての合議、保護者の意向把握と同意を含んだ手順を定めて実施している。
- ☒ キ 指導計画にもとづく保育実践について、振り返りや評価を行う仕組みが構築され、機能している。
- ☒ ク 支援困難ケースへの対応について検討し、積極的かつ適切な保育の提供が行われている。

＜コメント＞

指導計画作成は指導責任者として主任が行っています。各年齢の担任が作成し、主任が毎月指導を行っています。入園前に子どもの健康状況、家庭状況、保護者の勤務状況など児童票等を提出してもらい、課題を抽出し、園として必要な保育内容を決めています。入園情報は個別の指導計画に反映させています。また、グループ連絡網で月案、週案を全職員が内容の確認をし、意見を出し合える体制を作っています。保護者アンケートの内容は、精査して次年度の計画の参考にしていますが、保育所以外の関係者が参加していないのでこれからの課題としています。

第三者評価結果

43

Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。

b

【判断基準】

- a) 指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施している。
 - b) 指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施しているが、十分ではない。
 - c) 指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施していない
- ☒ ア 指導計画の見直しについて、見直しを行う時期、検討会議の参加職員、保護者の意向把握と同意を得るための手順等、組織的な仕組みを定めて実施している。
 - ☒ イ 見直しによって変更した指導計画の内容を、関係職員に周知する手順を定めて実施している。
 - ☒ ウ 指導計画を緊急に変更する場合の仕組みを整備している。
 - ☐ エ 指導計画の評価・見直しにあたっては、標準的な実施方法に反映すべき事項、子ども・保護者のニーズ等に対する保育・支援が十分ではない状況等、保育の質の向上に関わる課題等が明確にされている。
 - ☒ オ 評価した結果を次の指導計画の作成に生かしている。

＜コメント＞

実践状況の見直しに関する手順として、年間指導計画は期ごとに、月間指導計画は毎月の振り返りや自己評価を行い、職員間で共有し、実践しています。各年齢の担任間でも話し合いを持ち、担任間で子どもの姿を捉える視点に差異がないか、振り返りや自己評価を行っています。評価結果や課題などは全職員の意見を聞き、次月のねらいへ反映するようにしています。

Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。

第三者評価結果

44

Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。

a

【判断基準】

- a) 子ども一人ひとりの保育の実施状況が適切に記録され、職員間で共有化されている。
- b) 子ども一人ひとりの保育の実施状況が記録されているが、職員間での共有化が十分ではない。

c)子ども一人ひとりの保育の実施状況が記録されていない。

- ☒ ア 子どもの発達状況や生活状況等を、保育所が定めた統一した様式によって把握し記録している。
- ☒ イ 個別の指導計画等にもとづく保育が実施されていることを記録により確認することができる。
- ☒ ウ 記録する職員で記録内容や書き方に差異が生じないように、記録要領の作成や職員への指導等の工夫をしている。
- ☒ エ 保育所における情報の流れが明確にされ、情報の分別や必要な情報が的確に届くような仕組みが整備されている。
- ☒ オ 情報共有を目的とした会議の定期的な開催等の取組がなされている。
- ☒ カ コンピュータネットワークや記録ファイル等を通じて、事業所内で情報を共有する仕組みが整備されている。

<コメント>

子どもの日々の様子や生活状況は園児ごとに作成されている児童票に記載されています。個別指導計画も児童票と一緒にファイリングされ、時系列にわかりやすく保存されています。また、グループSNSでは月案、週案が全職員に共有され、誰もが意見交換ができるようになっています。個人別指導計画は毎月、主任と園長が確認し、内容や記載方法など、職員によって差異がないよう指導しています。毎月の保育打ち合せ、給食打ち合せ、職員会議において保育内容や安全管理、食育等も情報共有しています。

第三者評価結果

45 Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。

a

【判断基準】

- a)子どもに関する記録の管理について規程が定められ、適切に管理が行われている。
- b)子どもに関する記録の管理について規程が定められ管理が行われているが、十分ではない。
- c)子どもに関する記録の管理について規程が定められていない。
- ☒ ア 個人情報保護規程等により、子どもの記録の保管、保存、廃棄、情報の提供に関する規定を定めている。
 - ☒ イ 個人情報の不適正な利用や漏えいに対する対策と対応方法が規定されている。
 - ☒ ウ 記録管理の責任者が設置されている。
 - ☒ エ 記録の管理について個人情報保護の観点から、職員に対し教育や研修が行われている。
 - ☒ オ 職員は、個人情報保護規程等を理解し、遵守している。
 - ☒ カ 個人情報の取扱いについて、保護者等に説明している。

<コメント>

入職時に「MIRATZ湘南茅ヶ崎保育園運営規程」の説明を全職員に行っています。19条に「秘密の保持」で個人情報について規程があり、説明し、誓約書を得ています。入職時のみならず、継続的に個人情報の取り扱い時の法令遵守や個人情報の安全管理措置について周知しています。保育の提供に関する計画書や記録類の保存期間を定め、園長を管理責任者として適切に保管を実施しています。保護者へは、個人情報について入園説明会で説明をし、同意を得ています。

(別紙2A)

第三者評価結果（内容評価基準）

A-1 保育内容

A-1-（1）全体的な計画の作成

第三者評価結果

A1

A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。

a

【判断基準】

- a) 全体的な計画は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じ作成している。
- b) 全体的な計画は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じ作成しているが、十分ではない。
- c) 全体的な計画は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じ作成していない。
- ☒ ア 全体的な計画は、児童憲章、児童の権利に関する条約、児童福祉法、保育所保育指針などの趣旨をとらえて作成している。
- ☒ イ 全体的な計画は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づいて作成している。
- ☒ ウ 全体的な計画は、子どもの発達過程、子どもと家庭の状況や保育時間、地域の実態などを考慮して作成している。
- ☒ エ 全体的な計画は、保育に関わる職員が参画して作成している。
- ☒ オ 全体的な計画は、定期的に評価を行い、次の作成に生かしている。

<コメント>

全体的な計画の作成については、児童憲章、保育所保育指針、MIRATZ湘南茅ヶ崎保育園のMission/Vision/Valueを実現するために、保育理念「・未来の希望に向かって発展・向上する明るい元気な子どもを育む ・心豊かなエコ環境と優しい地域社会に生き生きと共生する子どもを育む・みんなを親しみ愛し、知用のように温かい心を持った子供を育む」や基本方針を軸に、「保護者安心感」「子どもの養護と教育」「職員育成」「地域貢献」の醸成を図り、子どもの最善の利益を考慮して作成しています。0歳児から2歳児までの発達過程に沿って、年齢ごとに保育目標を定め、子どもの様子や家庭の状況、地域の実態、健康支援、食育、環境・衛生管理等を考慮した計画となっています。年度末には職員が意見を出し合い、振り返りをもとに見直しを行い、次年度の計画作成に生かしています。

A-1-（2）環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開

第三者評価結果

A2

A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。

a

【判断基準】

- a) 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。
- b) 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備しているが、十分ではない。
- c) 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備していない。

- ☒ ア 室内の温度、湿度、換気、採光、音などの環境は、常に適切な状態に保持している。
- ☒ イ 保育所内外の設備・用具や寝具の衛生管理に努めている。
- ☒ ウ 家具や遊具の素材・配置等の工夫をしている。
- ☒ エ 一人ひとりの子どもが、くつろいだり、落ち着ける場所がある。
- ☒ オ 食事や睡眠のための心地よい生活空間が確保されている。
- ☒ カ 手洗い場・トイレは、明るく清潔で、子どもが利用しやすい設備を整え、安全への工夫がされている。

<コメント>

室内の環境が適切になるように、温度、湿度、換気、調光に留意しています。保育室には温湿度計、二酸化炭素濃度測定器、空気清浄機、次亜塩素酸空間除菌脱臭機、エアコンを設置しており、職員が適宜管理をすることで心地よく過ごせる環境と、子ども達の健康に配慮しています。衛生管理については「保育園の安全点検チェックリスト」をもとに室内清掃、玩具消毒に努めています。子どもが過ごす環境を常に考え、子どもが遊びたいと思う遊びが見つけられるようにしています。各クラスごとに子ども達の主体性と選択性育成のため、職員は話し合い、振り返り、評価しています。成長に合わせて改善が必要な場合は、安全面を考慮しながら、子どもの発達、興味関心を重視した配置を行っています。また、子どもが落ち着いて一人になりたい時には、安全なスペースを用意しています。

第三者評価結果

A3

A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。

a

【判断基準】

- a) 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。
- b) 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っているが、十分ではない。
- c) 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っていない。

- ☒ ア 子どもの発達と発達過程、家庭環境等から生じる一人ひとりの子どもの個人差を十分に把握し、尊重している。
- ☒ イ 子どもが安心して自分の気持ちを表現できるように配慮し、対応している。
- ☒ ウ 自分を表現する力が十分でない子どもの気持ちをくみとろうとしている。
- ☒ エ 子どもの欲求を受けとめ、子どもの気持ちにそって適切に対応している。
- ☒ オ 子どもに分かりやすい言葉づかいで、おだやかに話している。
- ☒ カ せかす言葉や制止させる言葉を不必要に用いないようにしている。

<コメント>

クラス担任に関わらず、職員全体が子どもの発達状況、家庭環境、子どもの個人差を把握し、尊重しながら保育を行っています。毎日の昼礼や職員会議、保育打合せ、早遅日誌などで、日々の子ども達の様子や家庭環境について必要な情報を共有しています。また、子どもの状態、発達に応じた言葉かけや遊びが途切れないような声かけをするなど、保育を行ううえでの大切さについて話し合い、改善に繋がっています。様々な場面の対応の仕方についてもその日、その時の子どもの気持ち、状態などをありのままに受け入れ、共感し、寄り添うことで自己肯定感を育んでいます。

A4

A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。

a

【判断基準】

- a) 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。
- b) 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っているが、十分ではない。
- c) 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っていない。
- ☒ ア 一人ひとりの子どもの発達に合わせて、生活に必要な基本的な生活習慣を身につけられるよう配慮している。
 - ☒ イ 基本的な生活習慣の習得にあたっては、子どもが自分でやろうとする気持ちを尊重して援助を行っている。
 - ☒ ウ 基本的な生活習慣の習得にあたっては、強制することなく、一人ひとりの子どもの主体性を尊重している。
 - ☒ エ 一人ひとりの子どもの状態に応じて、活動と休息のバランスが保たれるように工夫している。
 - ☒ オ 基本的な生活習慣を身につけることの大切さについて、子どもが理解できるように働きかけている。

<コメント>

基本的な生活習慣については、家庭との情報共有を丁寧に行い、一人ひとりの発達状況や興味・関心に合わせて食事やトイレトレーニングなどを進めていけるように配慮しています。身の回りのことや基本的な生活習慣が身につくよう子どもの気持ちを尊重しながら、子どものやりたい意欲を大切に、自分でできた時の達成感を得られるように援助し、見守っています。園では1歳児から少しずつ、靴下、洋服など、個人のものの意識づけを工夫して行っています。職員間でも、子どもへの声がけは、せかすような言葉ではなく、子どものやる気や意欲につながる言葉がけの周知を図っています。

A5

A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。

a

【判断基準】

- a) 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。
- b) 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開しているが、十分ではない。
- c) 子どもが主体的に活動できる環境の整備や、子どもの生活と遊びを豊かにする保育が展開されていない。
- ☒ ア 子どもが自主的・自発的に生活と遊びができる環境を整備している。
 - ☒ イ 子どもが自発性を発揮できるよう援助している。
 - ☒ ウ 遊びの中で、進んで身体を動かすことができるよう援助している。
 - ☒ エ 戸外で遊ぶ時間や環境を確保している。
 - ☒ オ 生活と遊びを通して、友だちなどと人間関係が育まれるよう援助している。
 - ☒ カ 子どもたちが友だちと協同して活動できるよう援助している。
 - ☒ キ 社会的ルールや態度を身につけていくよう配慮している。
 - ☒ ク 身近な自然とふれあうことができるよう工夫している。
 - ☒ ケ 地域の人たちに接する機会、社会体験が得られる機会を設けている。
 - ☒ コ 様々な表現活動が自由に体験できるよう工夫している。

<コメント>

園庭がない分、毎日異なった公園へ出かけるなど、戸外での活動が多く、豊かな自然に触れることができ、季節の移り変わりを感じたり、興味を持つことができるようにしています。子どもが主体的、自発的に遊べるように興味・関心や発達に合わせた玩具などの環境を整えています。様々なルートで公園へ行くため、地域の方とも顔見知りになり、挨拶をすることが習慣となっています。室内遊びでは、コーナーを設置し、それぞれ興味を持った好きな遊びを自ら自発的に選択し、遊ぶことができる環境を設定しています。クラブ遊びでは寒天遊びやペインティング遊びなど、他にリズムムーブメント、メディア部などそれぞれの部活動が、日々の保育の中で運動、音楽などに触れる体験や経験ができています。

第三者評価結果

A6

A-1-(2)-⑤ 乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

a

【判断基準】

- a) 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
- b) 適切な環境を整備し、保育内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
- c) 適切な環境、保育の内容や方法に配慮されていない。
- ☒ ア 0歳児が、長時間過ごすことに適した生活と遊び及び環境への工夫がされている。
 - ☒ イ 0歳児が、安心して、保育士等と愛着関係(情緒の安定)が持てるよう配慮している。
 - ☒ ウ 子どもの表情を大切にし、応答的な関わりをしている。
 - ☒ エ 0歳児が、興味と関心を持つことができる生活と遊びへの配慮がされている。
 - ☒ オ 0歳児の発達過程に応じて、必要な保育を行っている。
 - ☒ カ 0歳児の生活と遊びに配慮し、家庭との連携を密にしている。

<コメント>

0歳児クラスでは、養護と教育の一体的な展開を見据えて、適切な環境を整備しています。養護に重きをおく時期でもあるので、一人ひとりの状況や月齢、発達に合わせた個人別指導計画を作成し、その計画に沿って日々の保育を行っています。0歳児は長時間過ごす際に、適した環境の中で、安心して保育士と愛着関係が築けるように配慮し、応答的な関わりの中から興味・関心を持って、生活と遊びができるようにしています。また、子どもたちが安心して過ごせるように、家庭との連携を大切にし、連絡ノートの活用や送迎時のやりとりを行う事で、個々に合わせた柔軟な対応をしています。室内遊びでも、様々な運動発達を促せるよう工夫したり、異年齢児と触れ合う時間も大切に、様々な刺激を受けたり、心の発達を促していくことができるようにしています。

第三者評価結果

A7

A-1-(2)-⑥ 1歳以上3歳未満児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

a

【判断基準】

- a) 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
- b) 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
- c) 適切な環境、保育の内容や方法に配慮されていない。
- ☒ ア 一人ひとりの子どもの状況に応じ、子どもが自分でしようとする気持ちを尊重している。
 - ☒ イ 探索活動が十分に行えるような環境を整備している。
 - ☒ ウ 子どもが安心して遊びを中心とした自発的な活動ができるよう、保育士等が関わっている。

- ☒ エ 子どもの自我の育ちを受け止め、保育士等が適切な関わりをしている。
- ☒ オ 保育士等が、友だちとの関わりの仲立ちをしている。
- ☒ カ 様々な年齢の子どもや、保育士以外の大人との関わりを図っている。
- ☒ キ 一人ひとりの子どもの状況に応じ、家庭と連携した取組や配慮がされている。

<コメント>

1歳、2歳児クラスでは、個別の指導計画を作成し、子どもの状況にあわせた保育を実施しています。子どもの発達状況を把握し、自主性、主体性を大切にし、個々の興味にあわせて活動が十分に行えるよう、人的、物的環境に配慮しています。室内遊びでは、コーナーを設置し、自ら好きな遊びや興味のあつるものを自由に選べるようにして、自発的に遊べるようにしています。また、子どもの主張や意欲を受け止め、子どもの気持ちを尊重し、援助し過ぎることに気を付け、見守りの姿勢を心がけています。ワンフロアのため、他クラスとの異年齢保育が行われたり、連携園との交流会で様々な年齢の子どもと関わるようにしています。職業体験や保育ボランティア、高齢者施設との交流なども行っているため、保育士以外にも関わる機会を持つことができます。

第三者評価結果

A8

A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

c

<コメント>

受け入れ対象が0歳児～2歳児クラスの為、取組がありません。

第三者評価結果

A9

A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

b

【判断基準】

- a) 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
- b) 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
- c) 障害のある子どもが安心して生活できる環境の整備、保育の内容や方法に配慮していない。

- ☒ ア 建物・設備など、障害に応じた環境整備に配慮している。
- ☐ イ 障害のある子どもの状況に配慮した個別の指導計画を作成し、クラス等の指導計画と関連づけている。
- ☐ ウ 計画に基づき、子どもの状況と成長に応じた保育を行っている。
- ☐ エ 子ども同士の関わりに配慮し、共に成長できるようにしている。
- ☐ オ 保護者との連携を密にして、保育所での生活に配慮している。
- ☒ カ 必要に応じて、医療機関や専門機関から相談や助言を受けている。
- ☒ キ 職員は、障害のある子どもの保育について研修等により必要は知識や情報を得ている。
- ☐ ク 保育所の保護者に、障害のある子どもの保育に関する適切な情報を伝えるための取組を行っている。

<コメント>

現在は障害の認定を受けている子どもはいません。保育園の入り口まではエレベーターを使用することができ、玄関から園内までバリアフリー構造となっています。全園児は毎月個別指導計画を作成しているため、必要に応じて障害のある子どもの状況や発達過程にあわせた個別の指導計画とクラスの指導計画を紐づけて作成する手順となっています。職員は、障害のある子どもの保育に関する外部研修に参加しています。障害についてや様々な支援方法について、関係機関へのつなげ方などを積極的に学び、受け入れがあった際に対応ができるように体制を整備しています。

第三者評価結果

A10

A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

a

【判断基準】

- a) それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
- b) それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
- c) それぞれの子どもの在園時間を考慮した保育環境の整備、保育の内容や方法に配慮していない。
- ☒ ア 1日の生活を見通して、その連続性に配慮し、子ども主体の計画性をもった取組となっている。
 - ☒ イ 家庭的でゆったりと過ごすことができる環境を整えている。
 - ☒ ウ 子どもの状況に応じて、おだやかに過ごせるよう配慮している。
 - ☒ エ 年齢の異なる子どもが一緒に過ごすことに配慮している。
 - ☒ オ 子どもの在園時間や生活リズムに配慮した食事・おやつ等の提供を行っている。
 - ☒ カ 子どもの状況について、保育士間の引継ぎを適切に行っている。
 - ☒ キ 担当の保育士と保護者との連携が十分にとれるように配慮している。

<コメント>

全体的な計画の中に長時間保育について、子どもへの配慮事項が明記されています。保育時間の長い子どもの引き継ぎは、職員間での口頭伝達や「早遅日誌兼登降園簿」への記入で、保護者へ伝達漏れのないようにしています。担当職員は、子どもの状況にあわせて、安全面に配慮しながら臨機応変に活動内容を工夫しています。延長保育など保育時間が長くなる場合には、補食の提供を行っています。朝、夕方は異年齢保育になるので、長い時間を心地よく過ごせるよう、環境の見直しを行い、日中の活動を考慮しながら、子どもの状況や興味関心、年齢、体力面に応じてゆったりと過ごせるよう配慮しています。

第三者評価結果

A11

A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。

c

<コメント>

受け入れ対象が0歳児～2歳児クラスの為、取組がありません。

A-1-(3) 健康管理

第三者評価結果

A12

A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。

a

【判断基準】

- a) 子どもの健康管理を適切に行っている。
- b) 子どもの健康管理を適切に行っているが、十分ではない。
- c) 子どもの健康管理を適切に行っていない。
- ☒ ア 子どもの健康管理に関するマニュアルがあり、それに基づき一人ひとりの子どもの心身の健康状態を把握している。
 - ☒ イ 子どもの体調悪化・けがなどについては、保護者に伝えるとともに、事後の確認をしている。

- ☒ ウ 子どもの保健に関する計画を作成している。
- ☒ エ 一人ひとりの子どもの健康状態に関する情報を、関係職員に周知・共有している。
- ☒ オ 既往症や予防接種の状況など、保護者から子どもの健康に関わる必要な情報が常に得られるように努めている。
- ☒ カ 保護者に対し、保育所の子どもの健康に関する方針や取組を伝えている。
- ☒ キ 職員に乳幼児突然死症候群(SIDS)に関する知識を周知し、必要な取組を行っている。
- ☒ ク 保護者に対し、乳幼児突然死症候群(SIDS)に関する必要な情報提供をしている。

＜コメント＞

「子どもの健康管理に関するマニュアル」「緊急時マニュアル」があり、それに基づき一人ひとりの健康管理を行っています。また、年間保健計画や全体的な計画に基づき、内科健診、歯科健診、身体測定などを実施して、子どもの健康管理を行っています。保護者には入園や進級の際に児童票に、出生歴、健診や予防接種歴、既往歴などの状況を記入、追記してもらい、常に最新の状況が把握できるようにして全職員で共有しています。日々の子どもの体調の変化、怪我などの健康状態については登降園表に記入し、担当の職員以外でも送迎時に保護者に正確に伝えています。乳幼児突然死症候群(SIDS)に関しては、入園前に保護者に説明をし、0歳児は5分おき、1、2歳児は10分おきにタイマーを使い、呼吸、顔色など一人ひとりの身体に触れながら確認し、睡眠観察表に記入しています。

第三者評価結果

A13

A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。

a

【判断基準】

- a) 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。
 - b) 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映しているが、十分ではない。
 - c) 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映していない。
- ☒ ア 健康診断・歯科健診の結果が記録され、関係職員に周知されている。
 - ☒ イ 健康診断・歯科健診の結果を保健に関する計画等に反映させ、保育が行われている。
 - ☒ ウ 家庭での生活に生かされるよう保育に有効に反映されるよう、健康診断・歯科健診の結果を保護者に伝えている。

＜コメント＞

年2回、0歳児から2歳児まで内科健診を受診し、内科健診ファイルで健康状態を把握しています。歯科健診も年2回受診し、歯科健診ファイルで記録しています。毎月の身体測定の数値など、一人ひとりの児童票に記録し、保護者には受診した日に結果表を配布しています。保護者には受診前に子どもの健康状態で気になることを聞き取り、医師に確認して報告しています。結果など職員全員が知っておくべき情報は、職員会議や保育打合せ、昼礼などで周知しています。また、個々の結果を踏まえて、発達を促せるような働きかけや活動を日々の保育で取り入れたりできるよう考えたり、改善したりしています。

第三者評価結果

A14

A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受けて適切な対応を行っている。

b

【判断基準】

- a) アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け、適切な対応を行っている。
- b) アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け、適切な対応を行っているが、十分ではない。
- c) アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、適切な対応を行っていない。

- ☒ ア アレルギー疾患のある子どもに対して、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」をもとに、子どもの状況に応じた適切な対応を行っている。
- ☐ イ 慢性疾患等のある子どもに対して、医師の指示のもと、子どもの状況に応じた適切な対応を行っている。
- ☒ ウ 保護者との連携を密にして、保育所での生活に配慮している。
- ☒ エ 食事の提供等において、他の子どもたちとの相違に配慮している。
- ☒ オ 職員は、アレルギー疾患、慢性疾患等について研修等により必要は知識・情報を得たり、技術を習得している。
- ☒ カ 他の子どもや保護者にアレルギー疾患、慢性疾患等についての理解を図るための取組を行っている。

<コメント>

アレルギー疾患のある子どもに対しては、入園前面談で園長、担任、栄養士が同席の上、細かな聞き取りを行ったうえ、全職員で共有し、把握しています。アレルギー対応ガイドラインに基づき、生活管理指導票の指導内容に沿って除去食対応の献立を作成しています。毎月の献立チェックは、毎月末に翌月の献立でアレルギー物質や未接種食品がないかの確認をとり、了承のサインをもらった上で食事を提供しています。該当食品に限らず、じんましん等の症状が出た時や急変した際の対応については緊急時マニュアルがあり、対応する仕組みがあります。現在アレルギー児は在園していませんが、アレルギーやエピペンについても、職員が積極的に研修に参加したり、その内容を踏まえて園内研修を行い、全職員に周知することで、より安全に保育を行うことができる取り組みを行っています。

A-1-(4) 食事

第三者評価結果

A15

A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫している。

a

【判断基準】

- a) 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。
- b) 食事を楽しむことができるよう工夫をしているが、十分ではない。
- c) 食事を楽しむことができる工夫をしていない。

- ☒ ア 食に関する豊かな経験ができるよう、保育の計画に位置づけ取組を行っている。
- ☒ イ 子どもが楽しく、落ち着いて食事をとれる環境・雰囲気づくりの工夫をしている。
- ☒ ウ 子どもの発達に合わせた食事の援助を適切に行っている。
- ☒ エ 食器の材質や形などに配慮している。
- ☒ オ 個人差や食欲に応じて、量を加減できるように工夫している。
- ☒ カ 食べたいもの、食べられるものが少しでも多くなるよう援助している。
- ☒ キ 子どもが、食について関心を深めるための取組を行っている。
- ☒ ク 子どもの食生活や食育に関する取組について、家庭と連携している。

<コメント>

年間食育活動計画を作成し、食に対して豊かな経験(水耕栽培・収穫体験・クッキングなどの食育活動)を通して食への興味を持つとともに、食べることを楽しんだり、喜んだり、食べられた嬉しさを感じることができるように進めています。職員は子ども一人ひとりの食事量、好みを把握し、個々の発達や発育状況などの様子に合わせた適切な援助を行えるよう職員会議や保育打合せ、昼礼などで情報共有をしています。家庭での食事内容を把握したり、園での献立をサンプルを写真で紹介したり、個人面談でも食事に関する情報交換をしています。0歳児の離乳食は完了後も個々の様子にあわせ、咀嚼ができるような大きさにして提供するなど、保育士と栄養士が連絡を密にとり、一人ひとりの成長を促す工夫をしています。

第三者評価結果

A16

A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることができる食事を提供している。

a

【判断基準】

- a) 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。
- b) 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供しているが、十分ではない。
- c) 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供していない。
- ☒ ア 一人ひとりの子どもの発育状況や体調等を考慮した、献立・調理の工夫をしている。
 - ☒ イ 子どもの食べる量や好き嫌いなどを把握している。
 - ☒ ウ 残食の調査記録や検食簿をまとめ、献立・調理の工夫に反映している。
 - ☒ エ 季節感のある献立となるよう配慮している。
 - ☒ オ 地域の食文化や行事食などを取り入れている。
 - ☒ カ 調理員・栄養士等が、食事の様子を見たり、子どもたちの話を聞いたりする機会を設けている。
 - ☒ キ 衛生管理の体制を確立し、マニュアルにもとづき衛生管理が適切に行われている。

<コメント>

献立はサイクルメニューを採用しています。毎日栄養士が食事中に各クラスを回り、子ども達とコミュニケーションをとったり、子ども達の食べている様子を見ています。食後には保育士が喫食状況や、一人ひとりがどのような様子で食べ終えたかなど栄養士に伝えることで、食材の大きさ、固さ、味付け、量、子ども達の好き嫌い等をお互いに把握し合い、個々に合わせた対応に繋がっています。残食記録も毎日とり、月に1回給食打合せを行う事で、献立作りや調理に反映しています。また、献立には、旬の食材を使ったり、行事食、誕生会のお楽しみ給食、郷土料理、各国の料理など、季節を感じたり、様々な食文化に触れたりする機会を多く作り、子どもたちが楽しめるように工夫しています。衛生管理マニュアルが整備されており、適切に行われています。

A-2 子育て支援

A-2-(1) 家庭との緊密な連携

第三者評価結果

A17

A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。

a

【判断基準】

- a) 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。
- b) 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っているが、十分ではない。
- c) 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っていない。

- ☒ ア 連絡帳等により家庭との日常的な情報交換を行っている。
- ☒ イ 保育の意図や保育内容について、保護者の理解を得る機会を設けている。
- ☒ ウ 様々な機会を活用して、保護者と子どもの成長を共有できるよう支援をしている。
- ☒ エ 家庭の状況、保護者との情報交換の内容を必要に応じて記録している。

＜コメント＞

送迎時に保護者と家庭での様子、園での様子を口頭で伝え合っているほか、連絡ノートを使って情報交換を行っています。ドキュメンテーションを掲示し、保護者に活動内容を写真と言葉で伝えています。園だよりや給食便り、保健便りを通じて保護者が保育目標や保育内容、意図することの理解を得られるように取り組んでいます。「親子で遊ぼう」や「保育参加」に保護者に参加してもらい、保護者と職員が子どもの成長を共有できるようにしています。各クラスの保護者代表や園長、地域の民生委員などが参加する年2回の運営委員会や保護者会、クラス懇談会、個人面談では、子どもたちの成長の様子や微笑ましいエピソードを保護者に伝えるようにしています。個人面談の内容については児童票の個別面談記録に記録しています。

A-2-(2) 保護者等の支援

第三者評価結果

A18	A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援している。	a
-----	------------------------------------	---

【判断基準】

- a) 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。
- b) 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っているが、十分ではない。
- c) 保護者が安心して子育てができるようになるための支援を行っていない。

- ☒ ア 日々のコミュニケーションにより、保護者との信頼関係を築くよう取組を行っている。
- ☒ イ 保護者等からの相談に応じる体制がある。
- ☒ ウ 保護者の就労等の個々の事情に配慮して、相談に応じられるよう取組を行っている。
- ☒ エ 保育所の特性を生かした保護者への支援を行っている。
- ☒ オ 相談内容を適切に記録している。
- ☒ カ 相談を受けた保育士等が適切に対応できるよう、助言が受けられる体制を整えている。

＜コメント＞

職員は保護者との日々のコミュニケーションや連絡ノートでのやり取りを大切にすることで保護者との信頼関係を築いています。相談を受けた際はプライバシーに配慮して対応しています。相談の内容によっては、対応を園長や主任に確認し、確実な情報を伝えて保護者との信頼関係を築いています。必要に応じて、法人に対応を確認しています。保護者からの相談には速やかに対応しています。保護者の悩みを聞き、一緒に考えることで、保護者が安心できるように配慮しています。相談内容によっては、関連機関を紹介したり、栄養士なども対応し、専門職の立場から保護者へ適切なアドバイスを提供するようにしています。相談内容は児童票の個人面談記録に記録し、継続した支援を行えるようにしています。ご意見箱を設置し、保護者はいつでも意見を言えるように環境を整えています。

第三者評価結果

A19

A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。

b

【判断基準】

- a) 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。
- b) 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めているが、十分ではない。
- c) 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めていない。
- ☒ ア 虐待等権利侵害の兆候を見逃さないように、子どもの心身の状態、家庭での養育の状況について把握に努めている。
 - ☒ イ 虐待等権利侵害の可能性があると感じた場合は、速やかに保育所内で情報を共有し、対応を協議する体制がある。
 - ☒ ウ 虐待等権利侵害となる恐れがある場合には、予防的に保護者の精神面、生活面の援助をしている。
 - ☐ エ 職員に対して、虐待等権利侵害が疑われる子どもの状態や行動などをはじめ、虐待等権利侵害に関する理解を促すための取組を行っている。
 - ☒ オ 児童相談所等の関係機関との連携を図るための取組を行っている。
 - ☒ カ 虐待等権利侵害を発見した場合の対応等についてマニュアルを整備している。
 - ☐ キ マニュアルにもとづく職員研修を実施している。

<コメント>

虐待等の権利侵害の兆候を見逃さないように、朝の受け入れ時、着替え、排泄時に子どもの様子や発言、体に痣や傷はないか、衣服が汚れていないかなど、注意して観察しています。保護者の様子にも注意し、虐待の疑いがあると職員が感じた時にはその場で保護者に確認するとともに、園長に報告し、早遅日誌への記入、担任への申し送り、昼礼、職員会議などで情報を共有しています。虐待防止マニュアルを整備し、虐待予防チェックシートに子ども・保護者の登園時の様子や遊びと生活の様子、降園時の様子などを確認したり、廊下に厚生労働省の「189」ポスターを掲示し、早期発見に努めています。疑いのある場合は茅ヶ崎市家庭児童相談室や茅ヶ崎市こども育成部保育課などと連携し、対応することになっています。虐待防止月間に厚生労働省のパンフレットの読み合わせを行っています。マニュアルに基づく園内研修を行い、知識を深めることが期待されます。

A-3 保育の質の向上

A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)

第三者評価結果

A20

A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。

a

【判断基準】

- a) 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。
- b) 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めているが、十分ではない。
- c) 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）に取り組んでいない。

- ☒ ア 保育士等が、記録や職員間の話し合い等を通じて、主体的に自らの保育実践の振り返り(自己評価)を行っている。
- ☒ イ 自己評価にあたっては、子どもの活動やその結果だけでなく、子どもの心の育ち、意欲や取り組む過程に配慮している。
- ☒ ウ 保育士等の自己評価を、定期的に行っている。
- ☒ エ 保育士等の自己評価が、互いの学び合いや意識の向上につながっている。

- ☒ オ 保育士等の自己評価にもとづき、保育の改善や専門性の向上に取り組んでいる。

- ☒ カ 保育士等の自己評価を、保育所全体の保育実践の自己評価につなげている。

<コメント>

年間指導計画、月案、週案日誌に対する保育の実践について、職員間で主体的に日々の保育の振り返りを行っています。子どもの活動の様子や結果だけでなく、子どもの意欲や活動のプロセスにも配慮し、保育の改善や意識の向上に努めています。年度始めに全職員は個々の保育の目標を設定し、年2回自己の目標に対する達成度の評価を行い、その結果を踏まえて、園長と面談し、相談、助言を受けながら振り返り、次の保育に生かしています。保育士等の自己評価チェック表では保育内容など19項目について振り返りを行い、保育の質の改善や専門性の向上に取り組んでいます。職員の自己評価に基づき、園長、主任が保育所の自己評価を行っています。今年度受審の第三者評価では全職員を4グループに分け、話し合いを重ね保育実践の振り返りと課題の抽出に努めています。職員が項目ごとに丁寧に振り返り、点検することで、互いの学び合いや意識の向上につながっています。



株式会社フィールズ

〒251-0024 藤沢市鵜沼橋1-2-7 藤沢トーセイビル3F

TEL:0466-29-9430 FAX:0466-29-2323